

# 警察署等の再編整備実施状況

令和5年4月  
京都府警察本部

## 1 再編整備の実施状況

### (1) 警察署

実施日	警察署	再編の内容
平成17年 4月1日	東山署	<ul style="list-style-type: none"> <li>松原署を東山署に名称変更した。</li> <li>松原署が管轄していた山科区の地域を山科署の管轄区域とした。</li> <li>→ 東山署の管轄区域を「東山区」とした。</li> </ul>
	右京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>太秦署を右京署に名称変更した。</li> <li>太秦署が管轄していた北区の一部地域を上鴨署の管轄区域とした。</li> </ul>
	西京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>桂署を西京署に名称変更した。</li> <li>向日町署が管轄していた西京区の一部地域を西京署の管轄区域とした。</li> <li>→ 西京署の管轄区域を「西京区」とした。</li> </ul>
	舞鶴署	<ul style="list-style-type: none"> <li>舞鶴西署を舞鶴署に名称変更した。</li> <li>舞鶴東署を廃止した。</li> <li>→ 舞鶴署の管轄区域を「舞鶴市」とした。</li> </ul>
	京丹後署	<ul style="list-style-type: none"> <li>峰山署を京丹後署に名称変更した。</li> <li>網野署、久美浜署を廃止し、大型交番を設置した。</li> <li>→ 京丹後署の管轄区域を「京丹後市」とした。</li> </ul>
平成18年 4月1日	右京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>京北署を廃止し、大型交番を設置した。</li> <li>亀岡署が管轄していた右京区の一部地域を右京署の管轄区域とした。</li> <li>→ 右京署の管轄区域を「右京区」とした。</li> </ul>
	南署	<ul style="list-style-type: none"> <li>九条署を南署に名称変更した。</li> <li>七条署、向日町署が管轄していた南区の一部地域を南署の、九条署が管轄していた下京区の一部地域を七条署の、伏見区の一部地域を伏見署の管轄区域とした。</li> <li>→ 南署の管轄区域を「南区」とした。</li> </ul>
	宇治署	<ul style="list-style-type: none"> <li>宇治署が管轄していた伏見区の一部地域、八幡市の飛び地の一部地域を伏見署の、八幡市の地域（飛び地を除く）を八幡署の管轄区域とした。</li> <li>→ 宇治署の管轄区域を「宇治市、久世郡」とした。</li> </ul>
	八幡署	<ul style="list-style-type: none"> <li>伏見署、宇治署が管轄していた八幡市の地域（飛び地を除く）を八幡署の管轄区域とした。</li> <li>→ 八幡署の管轄区域を「八幡市（伏見署及び田辺署の管轄区域を除く）」とした。</li> </ul>
	南丹署	<ul style="list-style-type: none"> <li>園部署を南丹署に名称変更した。</li> <li>→ 南丹署の管轄区域を「南丹市、船井郡」とした。</li> </ul>

平成19年 4月1日	上京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>西陣署を上京署に名称変更した。</li> <li>中立売署を廃止した。</li> <li>中立売署、堀川署が管轄していた上京区の地域を上京署の、中立売署が管轄していた中京区の地域を五条署の、西陣署が管轄していた中京区の地域を堀川署の管轄区域とした。</li> </ul> <p>→ 上京署の管轄区域を「上京区」とした。</p>
	北署	<ul style="list-style-type: none"> <li>上鴨署を北署に名称変更した。</li> <li>中立売署、西陣署、下鴨署が管轄していた北区の地域を北署の、上鴨署が管轄していた左京区の地域を下鴨署の管轄区域とした。</li> </ul> <p>→ 北署の管轄区域を「北区」とした。</p>
平成24年 4月1日	中京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>中京署を新設した。</li> <li>堀川署、五条署が管轄していた中京区の地域を中京署の管轄区域とした。</li> </ul> <p>→ 中京署の管轄区域を「中京区」とした。</p>
	下京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>五条署を下京署に名称変更した。</li> <li>堀川署、七条署を廃止した。</li> <li>堀川署、七条署が管轄していた下京区の地域を下京署の管轄区域とし、堀川署、五条署が管轄していた中京区の地域を中京署の管轄区域とした。</li> </ul> <p>→ 下京署の管轄区域を「下京区」とした。</p>

## (2) 交番・駐在所

実施日	警察署	再編の内容
平成19年 4月1日	川端署	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿ヶ谷交番を南禅寺交番へ統合した。</li> </ul>
	上京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒神口交番(旧中立売署)を出町交番(同)へ統合した。</li> </ul>
	堀川署	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙屋川交番(旧西陣署)を佐井交番へ統合した。</li> </ul>
	七条署	<ul style="list-style-type: none"> <li>五条小橋交番を東洞院六条交番へ統合した。</li> </ul>
	伏見署	<ul style="list-style-type: none"> <li>稲荷交番を砂川交番へ統合した。</li> </ul>
	右京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>太秦安井交番を花園交番へ統合した。(花園安井交番に名称変更)</li> <li>御室交番を福王子交番へ統合した。</li> </ul>
	南署	<ul style="list-style-type: none"> <li>吉祥院交番を唐橋交番へ統合した。</li> <li>十条交番を下殿田交番へ統合した。</li> </ul>
	北署	<ul style="list-style-type: none"> <li>大將軍交番(旧西陣署)を小松原交番(同)へ統合した。</li> </ul>
	城陽署	<ul style="list-style-type: none"> <li>城陽市寺田地域へ寺田交番を新設した。</li> </ul>
	田辺署	<ul style="list-style-type: none"> <li>大住交番を駐在所に機能転換した。</li> </ul>
	亀岡署	<ul style="list-style-type: none"> <li>旭駐在所を馬路駐在所へ統合した。</li> </ul>
	右京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>釈迦堂前交番を嵐山交番へ統合した。(嵯峨嵐山交番に名称変更)</li> </ul>

平成20年 3月17日		・ 山ノ内交番を太秦学区へ移転した。(太秦交番に名称変更)
	宇治署	・ 宇治市六地藏地域へ六地藏交番を新設した。
平成20年 4月1日	南署	・ 西ノ内交番を祥栄学区へ移転した。(祥栄交番に名称変更)
	亀岡署	・ 亀岡市大井町地域へ並河駅前交番を新設した。
平成21年 4月1日	五条署	・ 木屋町地域へ木屋町警備派出所を新設した。
	伏見署	・ 淀南部地域へ淀南交番を新設した。
	八幡署	・ 八幡市美濃山地域へ美濃山交番を新設した。
	南丹署	・ 南丹市園部地域へ園部駅前交番を新設した。
平成22年 4月1日	下鴨署	・ 静市交番を駐在型交番に機能転換した。
	木津署	・ 木津川市(旧木津町南部地域)へ木津南交番を新設した。
	京丹後署	・ 京丹後市峰山地域に峰山交番を新設し、新治駐在所、荒山駐在所を同交番へ統合した。
平成23年 4月1日	宇治署	・ 宇治市広野町地域へ広野交番を新設した。
	木津署	・ 狛田駐在所を祝園交番へ統合した。
平成23年 7月1日	山科署	・ 山科区西部地域へ百々交番を新設した。
平成24年 4月1日	中京署	・ 中京区南西地域へ御前松原交番を新設した。
	下京署	・ 島原交番(旧七条署)を中堂寺交番(下京署)へ統合した。
	伏見署	・ 横大路地域へ横大路交番を新設した。
平成25年 4月30日	八幡署	・ 八幡市八幡地域へ八幡市駅前交番を新設した。
平成26年 4月1日	向日町署	・ 羽東師地域へ羽東師交番を新設した。 ・ 円明寺交番を長岡京市南部地域へ移転した。(西山天王山交番に名称変更)
平成27年 4月1日	西京署	・ 西京区桂西部地域へ桂西口交番を新設した。
平成30年 4月1日	東山署	・ 大和大路交番を警備派出所に機能転換し、祇園交番を大型化した。
平成31年 3月1日	伏見署	・ 下板橋交番を住吉学区へ移転した。(住吉交番に名称変更)

## 2 今後の再編整備

### (1) 警察署

実施日	警察署	再編の内容
令和5年度以降	左京署 (仮称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>下鴨署を左京署に名称変更する。</li> <li>川端署を廃止する。</li> <li>川端署が管轄する左京区の地域を左京署の管轄区域とする。 → 左京署の管轄区域を「左京区」とする。</li> </ul>
	山科署	<ul style="list-style-type: none"> <li>山科署が管轄する伏見区の地域を伏見署の管轄区域とする。 → 山科署の管轄区域を「山科区」とする。</li> </ul>
	伏見署	<ul style="list-style-type: none"> <li>山科署、向日町署が管轄する伏見区の地域を伏見署の管轄区域とする。 → 伏見署の管轄区域を「伏見区」とする。</li> </ul>
	向日町署	<ul style="list-style-type: none"> <li>向日町署が管轄する伏見区の地域を伏見署の管轄区域とする。 → 向日町署の管轄区域を「向日市、長岡京市、乙訓郡」とする。</li> </ul>

### (2) 交番・駐在所

※ 実施時期：警察署等の再編整備実施計画を踏まえて、段階的に実施

警察署	再編の内容
北 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>柘野交番を移転し、駐在型交番に機能転換する。</li> </ul>
左京署 (仮称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>叡山口駐在所（現下鴨署）を上高野交番（同）へ統合する。</li> </ul>
下京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>元両替町交番を下京区北中部地域へ移転する。</li> </ul>
右京署	<ul style="list-style-type: none"> <li>春日交番を西大路四条交番へ統合する。</li> </ul>
伏見署	<ul style="list-style-type: none"> <li>伏見区東部地域へ大型交番を新設する。</li> </ul>
向日町署	<ul style="list-style-type: none"> <li>大山崎交番を移転する。</li> </ul>
宇治署	<ul style="list-style-type: none"> <li>久御山町北東部へ交番を新設する。</li> </ul>
木津署	<ul style="list-style-type: none"> <li>山城町北部地域（現木津川市）へ駐在所を新設する。</li> </ul>